福島市家庭的保育事業等の認可等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

福島市長　木　幡　　浩

福島市規則第 36 号

福島市家庭的保育事業等の認可等に関する規則等の一部を改正する規則

（福島市家庭的保育事業等の認可等に関する規則の一部改正）

第１条　福島市家庭的保育事業等の認可等に関する規則（平成27年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第６条の見出し中「届出」を「申請等」に改める。

様式第１号から様式第７号までを次のように改める。

様式第１号（第３条関係）

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

福 島 市 長

（申請者）

所 在 地

氏　　名

（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

家庭的保育事業等認可申請書

下記のとおり家庭的保育事業等を設置運営したいので、児童福祉法第34条の15第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたって、児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

1. 事業の種類

□家庭的保育事業　□小規模保育事業（□A型　□B型　□C型）　□居宅訪問型保育事業

□事業所内保育事業　（　□保育所型　□小規模型　）

2. 家庭的保育事業等の事業所の名称

3. 家庭的保育事業等の事業所の所在地（居宅訪問型保育事業の場合は、主たる事務所の所在地）

4. 事業開始予定年月日

※添付書類

（1）建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

（2）事業の運営についての重要事項に関する規程

（3）経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴　（4）収支予算書

（5）家庭的保育事業等を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類

（6）法人格を有することを証する書類（法人の事業者のみ）

（7）定款、寄附行為その他の規約　（8）その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第４条関係）

様式第2号(第4条関係)

第　　号

年　月　日

様

福島市長　　印

家庭的保育事業等認可通知書

年　月　日付けで申請のあった家庭的保育事業等について、児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可しましたので通知します。

記

1. 事業の種類

2. 家庭的保育事業等の事業所の名称

3. 家庭的保育事業等の事業所の所在地
（居宅訪問型保育事業の場合は、主たる事務所の所在地）

4. 定員

様式第３号（第４条関係）

様式第3号(第4条関係)

第　　号

年　月　日

様

福島市長　　印

家庭的保育事業等の認可をしない旨の通知書

年　月　日付けで申請のあった家庭的保育事業等については、下記により認可しないこととしましたので通知します。

記

1.申請内容

(1)事業の種類

(2)事業所の名称

2.認可しないこととした理由

教 示

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福島市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福島市を被告として(訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第４号（第５条関係）

様式第４号（第５条関係）

年　　月　　日

福　島　市　長

（申請者）

所　在　地

氏　　名

（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

家庭的保育事業等認可事項変更届

児童福祉法第３４条の１５第２項の規定により　　年　　月　　日付で認可を受けた下記家庭的保育事業等の認可事項について変更しますので、関係書類を添えて届け出ます。

記

１．事業の種類

□家庭的保育事業　□小規模保育事業（□Ａ型 □Ｂ型 □Ｃ型）　□居宅訪問型保育事業

□事業所内保育事業　（ □保育所型　□小規模型 ）

２．家庭的保育事業等の事業所の名称

３．家庭的保育事業等の事業所の所在地

４．変更の理由

５．変更の内容

変更前

変更後

様式第５号（第６条関係）

様式第5号（第6条関係）

年　月　日

福 島 市 長

（申請者）

所 在 地

氏　　名

（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

家庭的保育事業等休止（廃止）申請書

下記事業を休止（廃止）したいので、児童福祉法第34条の15第7項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の種類

□家庭的保育事業　□小規模保育事業（□A型　□B型　□C型）　□居宅訪問型保育事業

□事業所内保育事業　（　□保育所型　□小規模型　）

2. 家庭的保育事業等の事業所の名称

3. 家庭的保育事業等の事業所の所在地

4. 休止（廃止）の理由

5. 休止予定期間又は廃止期日

年　月　日　から　年　月　　日まで

（廃止日　　年　月　　日）

6. 在園児に対する措置

7. 財産の処分方法（廃止の場合のみ記入）

様式第６号（第６条関係）

様式第6号(第6条関係)

第　　号

年　月　日

様

福島市長　　印

家庭的保育事業等廃止(休止)承認通知書

年　月　日付けで申請のあった家庭的保育事業等の廃止(休止)について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 事業の種類

2. 家庭的保育事業等の事業所の名称

3. 家庭的保育事業等の事業所の所在地
（居宅訪問型保育事業の場合は、主たる事務所の所在地）

4. 廃止日又は休止予定期間
廃止日　　年　月　　日
休止予定期間(　年　月　日　から　年　月　　日まで)

様式第７号（第６条関係）

様式第7号（第6条関係）

第　　号

年　月　日

様

福島市長　　印

家庭的保育事業等廃止（休止）不承認通知書

年　月　日付けで申請のあった家庭的保育事業等の廃止（休止）について、下記のとおり不承認としましたので通知します。

記

1. 事業の種類

2. 家庭的保育事業等の事業所の名称

3. 家庭的保育事業等の事業所の所在地
（居宅訪問型保育事業の場合は、主たる事務所の所在地）

4. 不承認とした理由

教 示

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福島市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（福島市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正）

第２条　福島市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成30年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出し中「届出」を「申請」に改める。

様式第１号、様式第４号から様式第９号まで及び様式第11号から様式第15号までを次のように改める。

様式第１号（第３条関係）

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

福島市長

（申請者）
設置者の所在地
氏名又は名称
（法人にあっては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書

下記のとおり幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項及び第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1　認定を受ける施設
（1）施設名称
（2）施設所在地
（3）施設種別　□幼稚園　□保育所　□保育機能施設
（4）施設認可（届出）定員
（5）認可（設置）年月日
2　認定こども園名称
3　認定こども園類型　□幼稚園型　□保育所型　□地方裁量型
4　認定こども園の長となるべき者の氏名
5　施設定員
（1）保育を必要とする子どもに係る定員（満3歳以上）
（2）保育を必要とする子どもに係る定員（満3歳未満）
（3）保育を必要とする子ども以外に係る定員（満3歳以上）
（4）保育を必要とする子ども以外に係る定員（満3歳未満）
6　教育又は保育の目標及び主な内容
7　実施する子育て支援事業
8　事業開始年月日

様式第４号（第４条関係）

様式第4号(第4条関係)

年　月　日

福島市長

(申請者)
所　　在　　地
氏名又は名称
(法人にあっては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名)

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1　設置の目的
2　施設の名称
3　施設の所在地
4　認可定員
5　事業開始予定年月日
6　添付書類
(1)園地、園舎その他設備の規模及び構造並びに図面
(2)幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
(3)経費の見積り及び維持方法
(4)その他市長が特に必要と認めて指示する書類

様式第５号（第４条関係）

様式第5号（第4条関係）

第　　号
年　月　日

様

福島市長　　印

幼保連携型認定こども園設置認可通知書

年　月　日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の設置については、次のとおり認可しましたので通知します。

記

１ 施設の名称
２ 施設の所在地
３ 認可定員
４ 事業開始年月日

様式第６号（第４条関係）

様式第6号（第4条関係）

第　　号
年　月　日

様

福島市長　　印

幼保連携型認定こども園の認可をしない旨の通知書

年　月　日付けで認可申請のあった幼保連携型認定こども園の設置について、認可しないこととしましたので通知します。

1　申請内容
（1）施設の名称

（2）施設の所在地

2　認可しないこととした理由

教　示
1　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福島市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第７号（第５条関係）

様式第7号（第5条関係）

年　月　日

福島市長

（申　請　者　）
所　　在　　地
氏名又は名称
（法人にあっては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

下記のとおり幼保連携型認定こども園の廃止（休止）の認可を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1　認定こども園の名称

2　認定こども園の所在地

3　廃止（休止）の理由

4　廃止予定年月日（休止予定期間）
廃止予定年月日　　年　　月　　日
（休止予定期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日）

5　現に入所している子どもの処遇

6　財産の処分（廃止する場合のみ）

様式第８号（第５条関係）

様式第8号（第5条関係）

第　　号
年　月　日

様

福島市長　　印

幼保連携型認定こども園廃止（休止）承認通知書

年　月　日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の廃止（休止）については、次のとおり承認しましたので通知します。

記

１　認定こども園の名称

２　認定こども園の所在地

３　認可定員

４　廃止年月日（休止予定期間）
廃止年月日　　年　　月　　日
（休止予定期間　　年　　月　　日 から　　年　　月　　日）

様式第９号（第５条関係）

様式第9号（第5条関係）

第　　号
年　月　日

様

福島市長　　印

幼保連携型認定こども園廃止（休止）不承認通知書

年　月　日付けで認可申請のあった幼保連携型認定こども園の廃止（休止）について、承認しないこととしましたので通知します。

1　申請内容
（1）幼保連携認定こども園の名称

（2）幼保連携型認定こども園の所在地

2　承認しないこととした理由

教　示
1　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福島市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第11号（第７条関係）

様式第11号（第7条関係）

年　月　日

福島市長

設置者の所在地
氏名又は名称
（法人にあっては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名）

幼保連携型認定こども園内容変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、幼保連携型認定こども園に係る下記の事項について変更しますので、関係書類を添えて届け出ます。

１　幼保連携型認定こども園の名称

２　幼保連携型認定こども園の所在地

３　変更の理由

４　変更の内容
　変更前

　変更後

５　変更予定年月日

様式第12号（第８条関係）

様式第12号（第8条関係）

年　月　日

福島市長

（変更前）設置者の所在地
氏名又は名称
（法人にあっては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名）
（変更後）設置者の所在地
氏名又は名称
（法人にあっては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名）

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します

１　認定こども園の名称

２　認定こども園の所在地

３　変更の理由

４　変更予定年月日

様式第13号（第８条関係）

様式第13号（第8条関係）

第　　号
年　月　日

幼保連携型認定こども園設置者変更認可通知書

年　月　日付けで認可申請のあった幼保連携型認定こども園の設置者の変更について、次のとおり認可しましたので通知します。

記

１　変更後の設置者

２　変更年月日

様式第14号（第８条関係）

様式第14号（第8条関係）

第　　号
年　月　日

様

福島市長　　印

幼保連携型認定こども園設置者変更の認可をしない旨の通知書

年　月　日付けで認可申請のあった幼保連携型認定こども園の設置者の変更について、認可しないこととしましたので通知します。

1　申請内容
　変更前

　変更後

2　認可しないこととした理由

教　示

1　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福島市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第15号（第９条関係）

様式第15号（第9条関係）

年　月　日

福島市長

設置者の住所
氏名又は名称
（法人にあっては、その代表者の氏名）

幼保連携型認定こども園園長選任届

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第26条の規定により、幼保連携型認定こども園の園長を選任したので、関係書類を添えて届け出ます。

1　認定こども園の名称

2　認定こども園の所在地

3　園長の氏名

4　園長の専任又は兼任の別

5　選任した理由

6　選任年月日

注）履歴書及び保有する資格を証する書類の写しを添付すること。

（福島市児童福祉施設の設置の認可等に関する規則の一部改正）

第３条　福島市児童福祉施設の設置の認可等に関する規則（平成30年規則第24号）の一部を次のように改正す

る。

第５条の見出し中「届出」を「申請等」に改める。

様式第１号、様式第４号及び様式第５号を次のように改める。

様式第１号（第３条関係）

様式第1号(第3条関係)

年　月　日

福島市長

（申 請 者）

所　在　地

氏名又は名称

（法人にあっては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名）

児童福祉施設設置認可申請書

下記のとおり児童福祉施設の設置の認可を受けたいので、児童福祉法第35条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 施設の名称
2 施設の種類
3 施設の所在地
4 建物その他設備の規模、構造及びその図面
5 運営の方法
6 経営の責任者、福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴並びに職員配置の状況
7 入所定員又は利用定員
8 収支予算書
9 事業の開始予定年月日
10 その他添付書類
（1）法人、団体等が設置する場合は、定款、寄附行為、規約等
（2）個人が設置する場合は、履歴書及び資産の状況を明らかにする書類
11 参考事項
（1）設立の沿革及び趣旨
（2）施設の必要性
（3）その他

様式第４号（第４条関係）

様式第4号（第4条関係）

年　月　日

福島市長

設置者の所在地
施 設 の 種 類
氏 名 又 は 名 称
（法人にあっては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名）

児童福祉施設内容変更届出書

児童福祉法施行規則第３７条第５項（第３７条第６項）の規定により、児童福祉施設に係る下記の事項について変更しますので、関係書類を添えて届け出ます。

記

１ 施設の名称

２ 施設の種類

３ 施設の所在地

４ 変更の理由

５ 変更の内容
変更前

変更後

６ 変更予定年月日

様式第５号（第５条関係）

様式第5号(第5条関係)

年　月　日

福島市長

（申 請 者）

所　在　地

氏名又は名称

(法人にあっては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名)

児童福祉施設廃止(休止)申請書

下記のとおり児童福祉施設を廃止(休止)したいので、児童福祉法第35条第12項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 施設の名称

2 施設の種類

3 施設の所在地

4 廃止(休止)の理由

5 廃止予定年月日(休止予定期間)
廃止予定年月日　　年　　月　　日
(休止予定期間　　年　　月　　日 から　　年　　月　　日)

6 入所している児童に対する措置

7 財産の処分方法(廃止の場合のみ)

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。